

我が国の国民経済計算における政府諸機関の分類（格付け）基準

1. 分類対象としている政府諸機関

- ①国の一般会計及び特別会計
- ②地方公共団体の普通会計、公営事業会計、地方公社（住宅供給公社等）、その他の会計（財産区等）
- ③特殊法人（総務省公表の「特殊法人一覧」に記載のある法人）
- ④認可法人（特別の法律により設立される法人。「民間法人化された認可法人」を除く。）
- ⑤独立行政法人、地方独立行政法人
- ⑥社会保障基金に該当する機関

2. 政府諸機関の部門分類（格付け）の枠組み

(1) 公的部門と民間部門の区分（所有・支配基準）

以下の基準の全てを満たす場合は公的部門に分類する。

判断基準 1. 政府出資（政府による株式の保有）が50%超ある。

判断基準 2. 政府に役員の内命権・認可権がある。

判断基準 3. 経営方針の決定権がある。（下記4つのうち3つ以上該当するか）

- ・ 事業計画の認可
- ・ 資金計画の認可
- ・ 予算の認可
- ・ 決算の承認

判断基準 4. 政府の代行業務を行っている（政府によって指名された者によって設立されている、あるいは政府関係者が設立の発起人となっているか）。

(2) 一般政府と公的企業の区分（財・サービスの市場性の有無の判断）

上記において公的部門と判断された機関のうち次の判断基準により、一般政府、公的金融法人、公的非金融法人に分類する。

判断基準 5. 金融資産が90%以上ある。（金融・非金融の判断）

⇒ 該当すれば公的金融法人に分類

判断基準 6. 下記①～③で2つ以上該当すれば公的非金融法人に分類（市場性の判断）

- ① 民間事業所に同種の活動がある…民間との間で競争が行われている可能性がある。
- ② 価格あるいは料金が供給する量・質に比例している…供給活動について外部からの制約を受けない。
- ③ 自由意思による購入ができる…消費活動について外部から制約を受けない。

⇒ 判断基準5及び6に該当しない場合は一般政府部門に分類する。

3. 社会保障基金の分類基準

以下の基準の全てを満たす社会保険制度を社会保障制度（基金）としている。

- ①政府単位（あるいはそれに相当する者）が保険者（事業主体）となっており、特定の社会領域について網羅的にカバーしている制度であること
- ②特定の社会領域に属する者の加入が、法律ないし政府単位によって強制となっている制度であること
- ③積立方式（給付と負担がリンクしている財政方式）以外の方法により運営されている制度であること